

## 4 もしも被害にあったら・・・

### ■ 削除に応じない場合は・・・

サイト管理者やプロバイダ等が削除要請に応じてくれない場合は、最寄りの法務局・  
地方法務局へ相談しましょう！  
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

### ■ ネット上で困ったことが起きたら・・・

「警察庁インターネット安全・安心相談」サイトで、対応策を調べてみましょう。  
<http://www.npa.go.jp/cybersafety/>

### ■ サイバー犯罪の被害にあったり、あいさうになった場合は・・・

都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口へ相談しましょう。  
<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>（警察庁アドレス）



## 人権に関する相談先

- 東温市  
重信教育相談室・・・ TEL 089-964-3437  
川内教育相談室・・・ TEL 089-966-6150

- 松山地方法務局  
みんなの人権110番・・・ TEL 0570-003-110  
子どもの人権110番・・・ TEL 0120-007-110  
いじめ相談ダイヤル24・・・ TEL 0120-0-78310  
女性の人権ホットライン・・・ TEL 0570-070-810

- 愛媛県人権啓発センター・・・ TEL 089-941-8037

- インターネット人権相談受付窓口  
<http://www.jinken.go.jp/>

- 愛媛県警察少年サポートセンター TEL 089-934-0110



東温市イメージキャラクター  
いのとん

日常生活における人権意識の高揚と実践を

# インターネットと人権

えがおいっぱいのもちへ

人権尊重のまちづくり



東温市立重信中学校 元屋地 結依

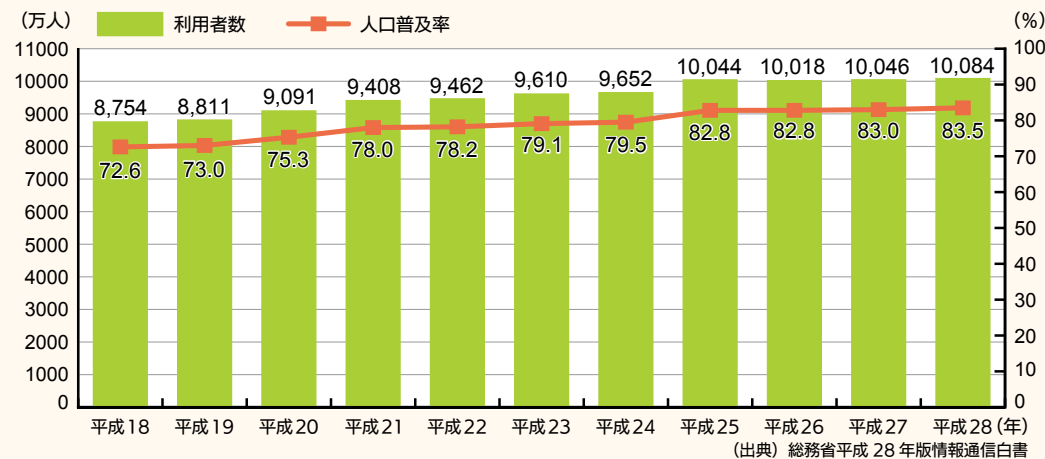


# 1 インターネットの光と陰

## 私たちの暮らしとインターネット

インターネットの利用者数は年々増加し、平成18年から28年までの11年間で、インターネットの利用者数(推計)は8,754万人から10,084万人まで、インターネットの人口普及率(推計)は72.6%から83.5%まで増加しています。(総務省の「平成28年版情報通信白書」による。)

インターネットの特徴として、多くの情報を容易に集めることができ、また、ウェブサイトを立て上げたり、ブログを作成したり、あるいは掲示板に書き込むことにより、自分の意見を自由に世界に発信することができます。インターネットは、私たちの生活を快適で便利なものになっています。



## 急増するインターネット上の人権侵害

インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具である反面、使い方を間違えたり、悪意をもって使うと“凶器”にもなります。たとえば、誰でも見られる掲示板等に新型コロナウイルス感染症に関する不当な差別、偏見、いじめの誹謗中傷を書き込むなど、他人の人権を侵害する事件も後を絶ちません。

インターネットの世界においても、画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識することが大切です。

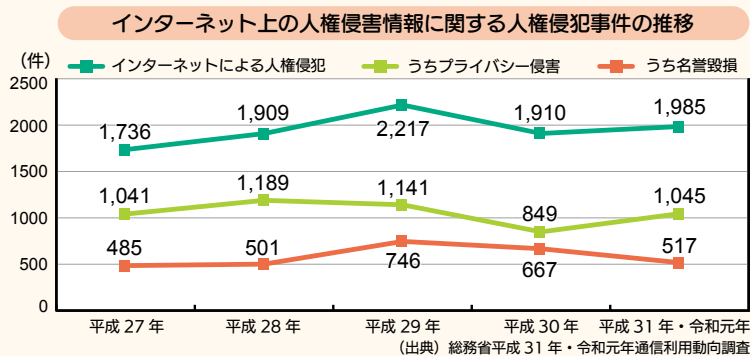
### インターネットを悪用した人権侵害の特徴

- ◆ 誰でも、簡単に書き込みができる。また、デジタルデータであるため、複製・動画等の合成も簡単にできる。
- ◆ 匿名での書き込みが可能のため、内容が悪質なものになりやすい。被害者自身がすぐに加害者を特定するのが困難であり、被害者の精神的な不安や負担が大きい。
- ◆ いったんネット上に掲載されると、世界中から閲覧可能に。内容が別サイトに次々とコピー、転載され、短期間で大量のデータが世界中に広がることも。
- ◆ 情報の発信者・サイト管理者が特定できない場合が多く、削除が困難。



## 掲示板等への悪質な書き込みは犯罪になることがあります！

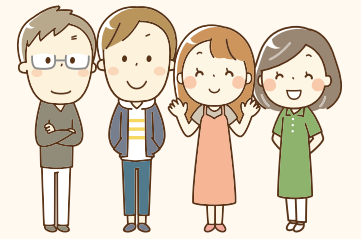
インターネット上の誹謗・中傷は「名誉棄損」、殺すなどの書き込みは「脅迫」、援助交際の相手を探す書き込みなどは「出会い系サイト規制法違反」など、犯罪になる場合があります。



# 2 より高い人権意識を！

## 人権感覚をもって楽しく利用しよう！

- インターネットの世界は多くの人が集まる場です。常に画面の向こうには人がいることを意識して使いましょう。
- インターネットは見ず知らずの誰もが多数閲覧します。インターネット上に間違った情報や違法な情報、他人を傷つける内容を掲載してはいけません。
- インターネットの利用状況はすべて記録されています。匿名であっても、法的手段をとれば、記録から追跡して加害者を特定できます。マナーを守って正しく使うことが重要です。
- 他人の個人情報、文章や写真などの著作物を無断で掲載することは、プライバシーや著作権の侵害となります。
- 掲示板等への書き込みやメールのやりとり、ネットゲーム(オンラインゲーム)では、お互いを尊重する気持ちを忘れずに、ルールを守ってインターネットを使いましょう。



# 3 人権を侵害しないためのアドバイス

相手の立場に  
立って表現に  
気を付ける

差別的な内容や  
誹謗・中傷を  
書き込まない

他人の  
個人情報を  
書き込まない

うそを  
書き込まない

インターネットは手軽でとても便利です。しかし、一旦出てしまった情報は発信者の意図にかかわらず、重大な人権侵害につながる危険性もあるのです。

利用する私たち一人ひとりが、ルールとマナーを守り、快適なインターネットライフを実現させましょう！

## フィルタリング機能と「青少年インターネット環境整備法」

子どもたちを有害情報から守るため、フィルタリング(閲覧制限)機能があります。この機能を活用し、子どもに有害と思われるサイトの閲覧だけを制限することができます。

- 「青少年インターネット環境整備法」(平成21年4月施行)  
主に子ども・青少年を対象として、インターネットを正しく使う能力の取得、フィルタリングソフト利用の普及という対策をかけた、安全にインターネットを利用できることを目的としています。
- 関連する会社への義務付け  
携帯電話事業者、インターネット接続事業者には、使用者が青少年である場合には、フィルタリングサービスを提供する義務が課せられています。
- 保護者の責務  
保護者には、子どものインターネットの利用状況を把握し、フィルタリング機能等を活用して、子どもに適切なインターネットの利用を促す責務があります。



## インターネット上の人権侵害への対応

平成14年5月に、「プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)」が施行されました。

この法律に基づき、被害者が関係するプロバイダ等に対して、ホームページや掲示板への書き込み記事を削除したり、書き込みをした者(発信者)の情報を開示するよう求めることができます。